

警視庁警察署組織規程（昭和47年4月1日訓令甲第4号）の全部を次のように改正する。

目次

第1章 総則（第1条・第2条）

第2章 警察署の組織

第1節 分課等（第3条―第5条）

第2節 事務分掌（第6条―第20条）

第3章 補則（第21条・第22条）

付則

別表

第1章 総則

（目的）

第1条 この規程は、警視庁組織規則（昭和47年4月1日東京都公安委員会規則第2号）に基づき、警察署の組織について必要な事項を定めることを目的とする。

（準拠）

第2条 警察署の組織については、別に定めのあるもののほか、この規程の定めるところによる。

第2章 警察署の組織

第1節 分課等

（副署長を置く警察署）

第3条 副署長を置く警察署は、大島、新島、三宅島、八丈島及び小笠原の各警察署（以下「島部警察署」という。）を除く警察署とする。

（分課）

第4条 新宿警察署に次の課を置く。

警務課

会計課

留置管理課

交通課

警備課

地域課

刑事課

生活安全課

組織犯罪対策課

2 麻布、渋谷、池袋、本所及び町田の各警察署に次の課を置く。

警務課

会計課

交通課

警備課

地域課

刑事課

生活安全課

組織犯罪対策課

- 3 麴町、丸の内、万世橋、築地、愛宕、赤坂、大森、蒲田、池上、世田谷、北沢、玉川、成城、四谷、中野、杉並、荻窪、巣鴨、板橋、高島平、練馬、石神井、上野、浅草、西新井、綾瀬、深川、城東、亀有、葛飾、小松川、葛西、八王子、多摩中央、立川、府中、田無、武蔵野、三鷹及び調布の各警察署に次の課を置く。

警務課

会計課

交通課

警備課

地域課

刑事組織犯罪対策課

生活安全課

- 4 神田、中央、久松、月島、三田、高輪、品川、大井、大崎、荏原、田園調布、目黒、碑文谷、原宿、代々木、牛込、戸塚、野方、高井戸、富坂、大塚、本富士、駒込、目白、滝野川、王子、赤羽、志村、光が丘、下谷、蔵前、尾久、南千住、荒川、千住、竹の塚、向島、小岩、青梅、五日市、福生、高尾、南大沢、日野、昭島、東大和、小金井、小平及び東村山の各警察署に次の課を置く。

警務課

交通課

警備課

地域課

刑事組織犯罪対策課

生活安全課

- 5 東京湾岸警察署に次の課を置く。

警務課

交通課

警備課

地域課

刑事組織犯罪対策課

生活安全課

水上安全課

- 6 東京空港警察署に次の課を置く。

警務課

会計課

交通課

警備課

地域課

外事課

刑事生活安全組織犯罪対策課

(係及び担当)

第5条 警察署に置く係及び担当は、別表第1及び別表第2（以下「別表」という。）のとおりとする。

- 2 警察署長（以下「署長」という。）は、別に定める係長定員及び別表の増設基準に従い、係を増設するものとする。
- 3 増設する係の担当については、別表の警察署に置く係及び担当に従い、署長が定めるものとする。ただし、1係1担当となる場合には、担当を置かないものとする。
- 4 署長は、別表の係の増設基準によりがたいときは、総務部長の承認を得て、別表に掲げる係以外の係を置くことができる。

第2節 事務分掌

(課長代理の担当事務)

第6条 課長代理の担当事務は、署長の定めるところによる。

(警務課各係担当の分掌事務)

第7条 警務課各係担当の分掌事務は、次のとおりとする。

警務係

総務

- (1) 署内の庶務に関すること。
- (2) 署内運営の企画及び調整に関すること。
- (3) 統計に関すること。
- (4) 文書の受発に関すること。
- (5) 広報及び広聴に関すること。
- (6) 来訪者の応接に関すること。
- (7) 通信機器等の運用及び保管に関すること。
- (8) 警察用車両の管理及び整備に関すること。
- (9) 事務能率の増進に関すること。
- (10) 犯罪被害者に係る支援に関する企画及び調整に関すること。
- (11) 犯罪被害者に係る支援に関する公的機関及び民間組織との連絡に関すること。
- (12) 犯罪被害者等給付金に関すること。
- (13) 警察署協議会に関すること。
- (14) 情報の公開に関すること。
- (15) 個人情報の保護に関すること。
- (16) 被疑者取調べ適正化のための監督の補助に関すること。
- (17) 他の課係の分掌に属しないこと。

警務

- (1) 人事及び勤務に関すること。
- (2) 規律及び監察に関すること。
- (3) 武器に関すること。
- (4) 訟務に関すること。
- (5) 給与に関すること。
- (6) 長期給付、退職手当、救慰金、見舞金等に関すること。
- (7) 公務災害補償及び警察官の職務に協力援助した者の災害補償に関すること。
- (8) 会計年度任用職員の報酬に関すること。
- (9) 衛生管理に関すること。
- (10) 警察署待機寮の運営等に関すること。

教養係

- (1) 警察実務の教養に関すること。
- (2) 新任教養に関すること。
- (3) 術科教養に関すること。

留置係

- (1) 留置施設及び被留置者の管理に関すること。
- (2) 被留置者の護送に関すること。

会計厚生係

会計

- (1) 会計経理に関すること。
- (2) 庁舎、備品等の維持管理に関すること。
- (3) 契約及び物品の調達に関すること。
- (4) 手数料等の徴収に関すること。
- (5) 被留置者等の所持金品の保管に関すること。

遺失物

- (1) 遺失物、拾得物及び埋蔵物に関すること。

厚生

- (1) 福利厚生に関すること。
- (2) 警察共済組合及び互助組合に関すること。

- 2 総務係の分掌事務は、前項のうち、総務の項に掲げる事務とする。ただし、三田警察署、東京湾岸警察署及び原宿警察署については、前項のうち、総務の項に掲げるもののほか、留置係の項第2号に掲げる事務とする。
- 3 被害者支援係の分掌事務は、第1項のうち、総務の項第10号から第12号までに掲げる事務とする。
- 4 術科係の分掌事務は、第1項のうち、教養係の項第3号に掲げる事務とする。
- 5 会計係の分掌事務は、第1項のうち、会計及び遺失物の項に掲げる事務とする。ただし、三田警察署、東京湾岸警察署及び原宿警察署については、第1項のうち、会計の項第1号から第4号までに掲げるもののほか、遺失物の項に掲げる事務とする。
- 6 厚生係の分掌事務は、第1項のうち、厚生の項に掲げる事務とする。
- 7 三田警察署、東京湾岸警察署及び原宿警察署の警務係総務担当の分掌事務は、第1項の規定にかかわらず、同項のうち、総務の項に掲げるもののほか、留置係の項第2号に掲げる事務とする。
- 8 三田警察署、東京湾岸警察署及び原宿警察署の会計厚生係会計担当の分掌事務は、第1項の規定にかかわらず、同項のうち、会計の項第1号から第4号までに掲げる事務とする。

(会計課各係担当の分掌事務)

第7条の2 会計課各係担当（東京空港警察署を除く。）の分掌事務は、次のとおりとする。

会計係

会計

- (1) 会計経理に関すること。
- (2) 庁舎、備品等の維持管理に関すること。
- (3) 契約及び物品の調達に関すること。
- (4) 手数料等の徴収に関すること。
- (5) 被留置者等の所持金品の保管に関すること。

遺失物

- (1) 遺失物、拾得物及び埋蔵物に関すること。

厚生係

- (1) 福利厚生に関すること。
- (2) 警察共済組合及び互助組合に関すること。

- 2 遺失物係の分掌事務は、前項のうち、遺失物の項に掲げる事務とする。
- 3 新宿警察署の会計係会計担当の分掌事務は、第1項の規定にかかわらず、同項のうち、会計の項第1号から第4号までに掲げる事務とする。
- 4 東京空港警察署の会計課各係担当の分掌事務は、次のとおりとする。

会計厚生係

会計

- (1) 会計経理に関すること。
- (2) 庁舎、備品等の維持管理に関すること。
- (3) 契約及び物品の調達に関すること。
- (4) 手数料等の徴収に関すること。
- (5) 被留置者等の所持金品の保管に関すること。

厚生

- (1) 福利厚生に関すること。
- (2) 警察共済組合及び互助組合に関すること。

遺失物係

- (1) 遺失物、拾得物及び埋蔵物に関すること。

(留置管理課留置係各担当の分掌事務)

第7条の3 留置管理課留置係各担当の分掌事務は、次のとおりとする。

留置係

留置

- (1) 留置施設及び被留置者の管理に関すること。
- (2) 被留置者等の所持金品の保管に関すること。

護送

- (1) 被留置者の護送に関すること。

(交通課各係担当の分掌事務)

第8条 交通課各係担当（東京空港警察署を除く。）の分掌事務は、次のとおりとする。

交通総務係

- (1) 安全教育に関すること。
- (2) 運転免許関係事務の処理に関すること。
- (3) 自動車の保管場所の確保等に関する法律（昭和37年法律第145号）に定める自動車保管場所の証明及び届出に係る事務に関すること。
- (4) 自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律（平成13年法律第57号）に定める認定取扱いに関すること。
- (5) 道路交通法（昭和35年法律第105号）に定める遠隔操作型小型車の通行の届出に係る事務に関すること。
- (6) 道路交通法に定める放置車両確認事務に係る申請に関すること。
- (7) その他交通関係事務の処理に関すること。

交通規制係

- (1) 道路使用等の許可及び届出事項の処理に関すること。
- (2) 交通規制及び交通安全施設等に関すること。

交通捜査係

- (1) 交通事故事件の捜査に関すること。
- (2) 交通関係法令違反事件の捜査及び処理に関すること。

交通執行係

外勤

- (1) 交通関係法令違反の指導取締りに関すること。
- (2) 交通整理に関すること。
- (3) 車両の使用制限に関すること。
- (4) 自動車の運行供用制限に関すること。
- (5) 自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律に定める行政処分に関すること。
- (6) 道路交通法に定める放置車両確認事務（他の分掌に属するものを除く。）に関すること。
- (7) その他道路における交通警察の執行に関すること。

機動警ら

- (1) 自動二輪車等による交通の指導取締りに関すること。
- (2) その他道路における交通警察の執行に関すること。

2 安全教育係の分掌事務は、前項のうち、交通総務係の項第1号に掲げる事務とする。

3 運転免許係の分掌事務は、第1項のうち、交通総務係の項第2号に掲げる事務とする。

4 東京空港警察署の交通課交通係各担当の分掌事務は、次のとおりとする。

交通係

事務

- (1) 安全教育に関すること。
- (2) 道路使用等の許可及び届出事項の処理に関すること。
- (3) 交通規制及び交通安全施設等に関すること。
- (4) 運転免許関係事務の処理に関すること。
- (5) 自動車の保管場所の確保等に関する法律に定める自動車保管場所の証明及び届出に係る事務に関すること。
- (6) 自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律に定める認定取扱いに関すること。
- (7) 道路交通法に定める遠隔操作型小型車の通行の届出に係る事務に関すること。
- (8) 道路交通法に定める放置車両確認事務に係る申請に関すること。

- (9) その他交通関係事務の処理に関する事。

交通捜査

- (1) 交通事故事件の捜査に関する事。
- (2) 交通関係法令違反事件の捜査及び処理に関する事。

外勤

- (1) 交通関係法令違反の指導取締りに関する事。
- (2) 交通整理に関する事。
- (3) 車両の使用制限に関する事。
- (4) 自動車の運行供用制限に関する事。
- (5) 自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律に定める行政処分に関する事。
- (6) 道路交通法に定める放置車両確認事務（他の分掌に属するものを除く。）に関する事。
- (7) その他道路における交通警察の執行に関する事。

機動警ら

- (1) 自動二輪車等による交通の指導取締りに関する事。
- (2) その他道路における交通警察の執行に関する事。

（警備課各係担当の分掌事務）

第9条 警備課各係担当（東京湾岸警察署及び東京空港警察署を除く。）の分掌事務は、次のとおりとする。

警備係

- (1) 警衛警護に関する事。
- (2) 警戒警備（臨時警戒を除く。）に関する事。
- (3) 集会、集団行進等の許可進達に関する事。
- (4) 警備訓練に関する事。
- (5) 重要防護対象等の警戒警備に関する事。

公安係

公安

- (1) 警備情報の収集、整理等に関する事。
- (2) 警備犯罪の取締りに関する事。
- (3) 外事警察に関する事。

特別実態把握

- (1) 建物実態把握、居住実態把握、危険箇所対策等による実態把握に関する事。

2 警戒係（東京空港警察署を除く。）の分掌事務は、前項のうち、警備係の項第5号に掲げる事務とする。

3 外事係の分掌事務は、第1項のうち、公安の項第3号に掲げる事務とする。

4 情報係の分掌事務は、第1項公安の項第1号に掲げる事務のうち、警備実施に係る警備情報の収集、整理等に関する事務とする。

5 東京湾岸警察署の警備課各係担当の分掌事務は、次のとおりとする。

警備係

- (1) 警衛警護に関する事。
- (2) 警戒警備（臨時警戒を除く。）に関する事。
- (3) 水防及び海水難救助に関する事。
- (4) 集会、集団行進等の許可進達に関する事。
- (5) 警備救難訓練に関する事。
- (6) 重要防護対象等の警戒警備に関する事。

公安係

公安

- (1) 警備情報の収集、整理等に関する事。
- (2) 警備犯罪の取締りに関する事。

特別実態把握

- (1) 建物実態把握、居住実態把握、危険箇所対策等による実態把握に関する事。

外事係

外事

- (1) 外事警察に関すること。

訪船

- (1) 船舶連絡に関すること。

6 東京空港警察署の警備課各係の分掌事務は、第1項のうち警備係の項に掲げるもののほか、次の事務とする。

警戒係

- (1) 航空機の強取等の防止活動に関すること。

(地域課各係の分掌事務)

第10条 地域課各係の分掌事務は、次のとおりとする。

地域総務係

- (1) 地域警察活動の運用の企画及び調整に関すること。
- (2) 地域警察教養資料の作成に関すること。
- (3) 地域警察の用に供する施設及び装備資器材の整備に関すること。
- (4) 駐在所等勤務警察官の家族協力謝金及び公衆接遇弁償費に関すること。
- (5) 臨時警戒及び緊急配備の計画実施に関すること。
- (6) 基地局等の運用及び機器の整備保管に関すること。
- (7) 東京都水上安全条例（平成30年東京都条例第46号）に関すること（他の分掌に属するものを除く。）。
- (8) その他地域警察事務に関すること。

地域第一係、地域第二係、地域第三係及び地域第四係

- (1) 地域警察官の実務指導に関すること。
- (2) 地域警察官の行う交通関係法令違反の取締り及び関係書類の作成に関すること。
- (3) 地域警察官の作成した交通切符、交通反則切符等の審査に関すること。
- (4) 職務質問に関すること。
- (5) 急訴事件の初動措置に関すること。
- (6) 地域警察官の行う現場保存に関すること。
- (7) 地域警察官の行う現行犯人等の逮捕及び手続書の作成に関すること。
- (8) 地域警察官の検挙した軽易な事件の処理に関すること。
- (9) 巡回連絡及び受持実態の把握に関すること。
- (10) 地域住民との交流促進に関すること。
- (11) 地域警察官の行う防犯診断、防犯連絡及び現場防犯に関すること。
- (12) 軽犯罪法（昭和23年法律第39号）違反の取締りに関すること。
- (13) 酒に酔つて公衆に迷惑をかける行為の防止等に関する法律（昭和36年法律第103号）違反の取締りに関すること。
- (14) めいてい者等の保護取扱いに関すること。
- (15) 東京都水上安全条例違反の取締りに関すること（他の分掌に属するものを除く。）。

2 地域課各係は、前項に掲げる事務を分掌するほか、諸般の警察務の執行に当たるものとする。

(刑事課各係担当の分掌事務)

第11条 刑事課各係担当の分掌事務は、次のとおりとする。

刑事総務係

記録

- (1) 事件の送致記録に関すること。
- (2) 他の分掌に属しない捜査の庶務に関すること。

捜査支援

- (1) 初動捜査及び犯罪捜査の支援に関すること。

強行犯捜査係

- (1) 凶悪犯及び粗暴犯の捜査に関すること。
- (2) 他の分掌に属しない犯罪の捜査に関すること。

智能犯捜査係

- (1) 告訴及び告発に関すること。
- (2) 知能犯の捜査に関すること。
- (3) 選挙違反の取締りに関すること。

盗犯捜査係

- (1) 窃盗犯の捜査に関すること。
- (2) 特殊開錠用具の所持の禁止等に関する法律（平成15年法律第65号）違反（命令、報告及び立入検査に係る違反を除く。）の捜査に関すること。
- (3) 盗難特定金属製物品の処分の防止等に関する法律（令和7年法律第75号）に規定する指定金属切断工具の隠匿携帯の禁止違反の捜査に関すること。

鑑識係

鑑識

- (1) 鑑識に関すること。

検視対策

- (1) 検視の調整に関すること。
- (2) 身元不明者等の調査に関すること。

2 刑事課各係は、前各項に掲げる事務を分掌するほか、諸般の刑事警察業務の執行に当たるものとする。

（生活安全課各係担当の分掌事務）

第12条 生活安全課各係担当の分掌事務は、次のとおりとする。

防犯係

防犯

- (1) 犯罪の予防に関すること。
- (2) 行方不明者等に関すること。
- (3) 精神障害者、行路病人等の保護に関すること。
- (4) 警備業に関すること。
- (5) 質屋及び古物商に関すること。
- (6) 盗難特定金属製物品の処分の防止等に関する法律に関すること（他の分掌に属するものを除く。）。
- (7) 探偵業に関すること。
- (8) 高齢社会対策、配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）からの暴力の防止対策その他の生活安全対策に関すること。
- (9) 特殊開錠用具の所持の禁止等に関する法律に関すること（他の分掌に属するものを除く。）。
- (10) 高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成17年法律第124号）に関すること（他の分掌に属するものを除く。）。
- (11) 障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（平成23年法律第79号）に関すること（他の分掌に属するものを除く。）。
- (12) 他の分掌に属しない生活安全警察に関すること。

生活安全相談

- (1) 生活安全相談に関すること。

保安係

保安

- (1) 風俗営業等の規制及び取締りに関すること。
- (2) わいせつ、売春事犯等の取締りに関すること。
- (3) 外国人労働者に係る雇用関係事犯の取締りに関すること。
- (4) と博その他類似行為の取締りに関すること。
- (5) 公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例（昭和37年東京都条例第103号）違反の取締りに関すること。
- (6) 性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律（令和5年法律第67号）違反の取締りに関すること（他の分掌に属するものを除く。）。
- (7) 特定興行入場券の不正転売の禁止等による興行入場券の適正な流通の確保に関する法律（平成30年法律第103号）違反の取締りに関すること。

- (8) 性風俗営業等に係る不当な勧誘、料金の取立て等及び性関連禁止営業への場所の提供の規制及び取締りに関すること。
- (9) 歓楽的雰囲気を通じて過度に助長する風俗案内の防止に関する条例（平成18年東京都条例第85号）違反の取締りに関すること。
- (10) ストーカー行為等の規制及び取締りに関すること。
- (11) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号）違反事件の捜査に関すること。
- (12) 高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律違反事件の捜査に関すること。
- (13) 障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律違反事件の捜査に関すること。
- (14) デートクラブ営業及び利用カード販売業の規制及び取締りに関すること。
- (15) インターネット端末利用営業の規制及び取締りに関すること。
- (16) 他の分掌に属しない保安警察に関すること。

生活経済

- (1) 経済犯罪（他の分掌に属するものを除く。）、密貿易犯罪等の捜査に関すること。
- (2) 生活安定関係法令違反事件の捜査及び生活情報に関すること。
- (3) 不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成11年法律第128号）違反の取締り並びにアクセス管理者に対する指導及び支援に関すること。

生活環境

- (1) 銃砲等又は刀剣類の所持等に係る許可等に関すること。
- (2) 銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）違反（銃器事犯を除く。）及び武器等製造法（昭和28年法律第145号）違反（銃器事犯を除く。）の取締りに関すること。
- (3) 火薬類の運搬届出事務及び危険物の取締りに関すること。
- (4) 環境事犯（交通公害に関するものを除く。）の取締り及び環境事案等（交通公害に関するものを除く。）の情報に関すること。
- (5) 保健衛生事犯の取締り及び情報に関すること。

少年係

- (1) 少年犯罪の捜査に関すること。
 - (2) 少年の有害環境の浄化に関すること。
 - (3) 少年に対する暴力団の影響の排除に関すること。
 - (4) 少年の補導に関すること。
 - (5) インターネット異性紹介事業の規制及び取締りに関すること。
 - (6) 特定異性接客営業及び特定衣類着用飲食店営業の規制及び取締りに関すること。
 - (7) 少年相談に関すること。
 - (8) 犯罪その他少年の健全育成を阻害する行為に係る被害少年の保護に関すること。
 - (9) 少年の福祉を害する犯罪の捜査に関すること。
 - (10) その他少年警察に関すること。
- 2 生活安全相談係の分掌事務は、前項のうち、生活安全相談の項に掲げる事務とする。
 - 3 生活経済係の分掌事務は、第1項のうち、生活経済の項に掲げる事務とする。
 - 4 生活環境係の分掌事務は、第1項のうち、生活環境の項に掲げる事務とする。

（組織犯罪対策課各係担当の分掌事務）

第12条の2 組織犯罪対策課各係担当は、次のとおりとする。

組織犯罪対策係

組織犯罪対策

- (1) 国際犯罪組織の実態解明及び取締りに関すること。
- (2) 在日米軍に関する犯罪の捜査に関すること。
- (3) 犯罪収益対策に関すること。
- (4) 他の分掌に属しない組織犯罪対策に関すること。

暴力団対策

- (1) 暴力団対策に関すること。

- (2) 暴力犯罪の捜査及び情報に関すること。

薬物銃器対策

- (1) 薬物事犯及び銃器事犯の取締りに関すること。
- 2 暴力団対策係の分掌事務は、前項のうち、暴力団対策の項に掲げる事務とする。
- 3 薬物銃器対策係の分掌事務は、第1項のうち、薬物銃器対策の項に掲げる事務とする。

第13条 削除

(刑事組織犯罪対策課各係担当の分掌事務)

第14条 刑事組織犯罪対策課各係担当の分掌事務は、第11条及び第12条の2に掲げる事務とする。

(刑事生活安全組織犯罪対策課各係担当の分掌事務)

第15条 東京空港警察署の刑事生活安全組織犯罪対策課各係担当の分掌事務は、第11条第1項のうち鑑識係の項及び第12条の2に掲げるもののほか、次のとおりとする。

捜査係

- (1) 刑事警察に関すること（鑑識係の分掌に属するものを除く。）。

防犯係

- (1) 密貿易事犯その他経済関係法令違反の取締りに関すること。
- (2) 銃砲等又は刀剣類の所持等に係る許可等に関すること。
- (3) 火薬類の運搬届出事務及び危険物の取締りに関すること。
- (4) 環境事犯（交通公害に関するものを除く。）の取締り及び環境事案等（交通公害に関するものを除く。）の情報に関すること。
- (5) その他生活安全警察に関すること。
- 2 防犯少年係の分掌事務は、第12条第1項に掲げる事務のうち、防犯係及び少年係の項に掲げる事務とする。
- 3 保安係の分掌事務は、第12条第1項に掲げる事務のうち、保安係の項に掲げる事務とする。

(外事課各係担当の分掌事務)

第16条 東京空港警察署の外事課各係担当の分掌事務は、次のとおりとする。

公安係

公安

- (1) 警備情報の収集、整理等に関すること。
- (2) 警備犯罪の取締りに関すること。

特別実態把握

- (1) 建物実態把握、居住実態把握、危険箇所対策等による実態把握に関すること。

外事係

- (1) 外事警察に関すること。

(水上安全課各係の分掌事務)

第17条 水上安全課各係の分掌事務は、次のとおりとする。

計画係

- (1) 警備艇の運用計画に関すること。
- (2) 操船訓練に関すること。

水上安全第一係、水上安全第二係、水上安全第三係及び水上安全第四係

- (1) 操船に関すること。

整備係

- (1) 船舶及び付属機器の保守管理及び整備に関すること。

水路係

- (1) 水路の調査に関すること。

(島部警察署警務係各担当の分掌事務)

第18条 島部警察署警務係各担当の分掌事務は、第7条に掲げる各担当の事務とする。

(島部警察署警備係各担当の分掌事務)

第19条 島部警察署警備係各担当の分掌事務は、第8条から第10条までに掲げる事務とする。

(島部警察署捜査係各担当の分掌事務)

第20条 島部警察署捜査係各担当の分掌事務は、第11条、第12条及び第12条の2に掲げる各担当の事務とする。

第3章 補則

(分掌事務の特例)

第21条 署長は、必要あると認める場合は、総務部長の承認を得た上、各課係担当に対して、その分掌に属しない事務を掌理させることができる。

(内規)

第22条 署長は、この規程に基づき、内規を定めなければならない。

付 則

この訓令は、昭和48年9月1日から施行する。

別表第1 警察署に置く係及び担当並びに係の増設基準

課	警察署に置く係及び担当	増設基準		備考
		事務を分割する係	同一事務を分掌する係	
警務課	警務係 (総務、警務)	総務係 警務係 被害者支援係		1 留置係は、三田警察署、東京湾岸警察署、原宿警察署及び新宿警察署以外の警察署に置く。 2 会計厚生係は、第4条第4項から第6項までに規定する警察署に置く。
	教養係	教養係 術科係		
	留置係		留置第一係 留置第二係 等の例による。	
	会計厚生係 (会計、遺失物、厚生)	会計係 厚生係		
会計課 (東京空港警察署を除く。)	会計係 (会計、遺失物)	会計係	会計第一係 会計第二係 等の例による。	
		遺失物係	遺失物第一係 遺失物第二係 等の例による。	
	厚生係			
交通課 (東京空港警察署を除く。)	交通総務係	交通総務係 安全教育係 運転免許係		運転免許係は、東京都道路交通規則第19条第3項の規定による指定に係る警察署に置く。
	交通規制係			
	交通捜査係		交通捜査第一係 交通捜査第二係 等の例による。	
	交通執行係 (外勤、機動警ら)		交通執行第一係 交通執行第二係 等の例による。	
警備課 (東京湾岸警察署及び東京空港警察署を除く。)	警備係	警備係	警備第一係 警備第二係 等の例による。	
		警戒係	警戒第一係 警戒第二係 警戒第三係 警戒第四係	
	公安係 (公安、特別実態把握)	公安係	公安第一係 公安第二係 等の例による。	
		外事係	外事第一係 外事第二係 等の例による。	
		情報係		
地域課	地域総務係			
	地域第一係			
	地域第二係			
	地域第三係			
	地域第四係			

刑事課	刑事総務係 (記録、捜査支援)			
	強行犯捜査係		強行犯捜査第一係 強行犯捜査第二係 等の例による。	
	知能犯捜査係		知能犯捜査第一係 知能犯捜査第二係 等の例による。	
	盗犯捜査係		盗犯捜査第一係 盗犯捜査第二係 等の例による。	
	鑑識係 (鑑識、検視対策)			
生活安全課	防犯係 (防犯、生活安全相談)	防犯係		
		生活安全相談係		
	保安係 (保安、生活経済、生活環境)	保安係	保安第一係 保安第二係 等の例による。	
		生活経済係		
		生活環境係		
	少年係		少年第一係 少年第二係 等の例による。	
組織犯罪対策課	組織犯罪対策係 (組織犯罪対策、暴力団対策、薬物銃器対策)	組織犯罪対策係	組織犯罪対策第一係 組織犯罪対策第二係 等の例による。	
		暴力団対策係	暴力団対策第一係 暴力団対策第二係 等の例による。	
		薬物銃器対策係	薬物銃器対策第一係 薬物銃器対策第二係 等の例による。	
刑事組織犯罪対策課	刑事課及び組織犯罪対策課に示すものによる。			

別表第2 警察署に置く係及び担当並びに係の増設基準の特例

1 東京湾岸警察署

課	警察署に置く係及び担当	増設基準		備考
		事務を分割する係	同一事務を分掌する係	
警備課	警備係		警備第一係 警備第二係 等の例による。	
	公安係 (公安、特別実態把握)		公安第一係 公安第二係 等の例による。	
	外事係 (外事、訪船)		外事第一係 外事第二係 等の例による。	
水上安全課	計画係			
	水上安全第一係			
	水上安全第二係			
	水上安全第三係			
	水上安全第四係			
	整備係			
	水路係			

2 東京空港警察署

課	警察署に置く係及び担当	増設基準		備考
		事務を分割する係	同一事務を分掌する係	
会計課	会計厚生係 (会計、厚生)		会計厚生第一係 会計厚生第二係 等の例による。	
	遺失物係		遺失物第一係 遺失物第二係 等の例による。	
交通課	交通係 (事務、交通捜査、外勤、 機動警ら)	交通総務係 交通執行係		
警備課	警備係		警備第一係 警備第二係 等の例による。	
	警戒係		警戒第一係 警戒第二係 等の例による。	
外事課	公安係 (公安、特別実態把握)		公安第一係 公安第二係 等の例による。	
	外事係		外事第一係 外事第二係 等の例による。	
刑事生活安全組織犯罪対策課	捜査係		捜査第一係 捜査第二係 等の例による。	
	鑑識係 (鑑識、検視対策)			
	防犯係	防犯少年係 保安係		
	組織犯罪対策係 (組織犯罪対策、暴力団対策、 薬物銃器対策)	別表第1による。		

3 新宿警察署

課	警察署に置く係及び担当	増設基準		備考
		事務を分割する係	同一事務を分掌する係	
留置管理課	留置係 (留置、護送)		留置第一係 留置第二係 等の例による。	

4 島部警察署

署	警察署に置く係 及び担当	増設基準		備考
		事務を分割する係	同一事務を分掌する係	
大島 新島 三宅島 八丈島 小笠原	警務係 (総務、警務、教養、留 置、会計、厚生)	警務係		
		会計厚生係		
	警備係 (事務(交)、交通捜査、外 勤(交)、機動警ら、警備、 公安、地域)	警備係		
		交通係		
		地域係		
	捜査係 (捜査、記録、鑑識、防 犯、生活安全相談、保安、 生活経済、生活環境、少 年、組織犯罪対策、暴力団 対策、薬物銃器対策)	捜査係		
		防犯係		
		組織犯罪対策係		